

令和7年11月21日

各位

福島県商工信用組合
理事長 須佐真子

当組合で発生した不祥事件に関する訂正について
(ご報告とお詫び)

令和7年9月26日付で公表しました「不祥事件の発生について」は、信用を第一とする金融機関として、皆さまに多大なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを改めて心よりお詫び申し上げます。

今般、前回公表内容の一部に訂正が必要なことが判明したため、下記のとおりご報告をいたします。

当組合では本不祥事件について、公表後において事故者の報告内容と他職員へのヒアリング内容に齟齬があることが判明したため、再度調査を行ったところ、事故者が虚偽の報告をしていたことが発覚しました。

本不祥事件は営業店のコンプライアンスに率先垂範して取り組むべき管理職職員が、代筆及び本部への虚偽報告を行っており、コンプライアンス上重大な事案と認識しております。

このような事態が発生したことは、コンプライアンスの意識が未だ役職員に根付いていないことが要因であると認識しており、不断にコンプライアンスの啓発を行い、コンプライアンス重視の企業風土を醸成し信頼回復に努めてまいります。

記

1. 本事案概要

発覚日	令和7年8月26日
発生営業店	コスモス通り支店
事故者	当組合職員A（男性、59歳） 当組合管理職職員B（女性、43歳）
事件概要	私文書偽造（令和7年9月26日公表文のとおり）
関係機関への届け出等	不祥事件として認識した後、監督官庁へ報告、届出を行いました。被害者がいないこと、代筆された同意書は使用していないことから警察への連絡は行っていません。
被害状況	お客さまおよび当組合への被害はありません。

2. 訂正箇所

訂正後	訂正前
<p>① 職員Aは、令和7年3月28日に法人のお取引先への貸出を実行し、後に保証人の「個人情報の取扱いに関する同意」（以下、「同意書」という）を受領していなかったことを確認しました。</p> <p>② 職員Aが保証人に同意書を徴求するために連絡をしようとしたところ、親族より既にご逝去されていることを確認しました。これを受け、職員Aは保証人の親族に対し同意書への押印を依頼し、同年5月28日に押印のみされた同意書が提出されました。職員Aから提出を受けた職員Bは、<u>当該書類に日付と氏名を代筆しました。</u></p>	<p>① 職員Aは、令和7年3月28日に法人のお取引先への貸出を実行し、後に保証人の「個人情報の取扱いに関する同意」（以下、「同意書」という）を受領していなかったことを確認しました。</p> <p>② 職員Aが保証人に同意書を徴求するために連絡をしようとしたところ、親族より既にご逝去されていることを確認しました。これを受け、職員Aは保証人の親族に対し同意書の代筆を依頼し、同年5月28日に代筆された同意書が提出されました。職員Aから提出を受けた職員Bは、<u>代筆の事実を把握しながら当該書類に日付を補記しました。</u></p>

3. 訂正が必要なことが判明した経緯

本不祥事件について、改めて関係者へのヒアリング調査を行ったところ、職員Aおよび管理職職員Bから虚偽の報告がなされたことが判明しました。

4. 関係機関への届け出等

上記の事実を含んだ届出書を、監督官庁にあらためて提出いたしました。

5. 関係者の処分

当組合は前回公表時において、事故者に対して内部規定に基づき懲戒処分を行っておりますが、今回の虚偽報告の発覚を受け、改めて厳正な処分を行います。

また、不祥事件発生に対する経営責任を明確にするための役員報酬の返納については、本日公表しましたコスモス通り支店の新たな不祥事件の発覚も踏まえ、返納額を決定してまいります。

6. 再発防止策

本不祥事件は役職員のコンプライアンス意識が欠如していたものであり、各部店において対話形式の勉強会を開催し、コンプライアンス意識の醸成を図ってまいります。

また、不断に部店長会議、研修等において個人倫理、職業倫理、組織倫理の向上を図り、同様の不祥事件が再び発生することのないよう法令等遵守態勢の強化、充実に取り組んでまいります。

7. 改善に向けた取組みについて

当組合は令和7年4月7日に東北財務局に提出した業務改善計画を全役員一丸となって着実に実行することにより、経営管理態勢、内部管理態勢、

法令等遵守態勢を抜本的に見直し、信頼回復に向け取り組んでおります。

このようななかで先に公表した不祥事件について、事故者が虚偽の報告をしていたことは、当組合においてコンプライアンス意識が未だ役職員に根付いていないことの表れであると認識しております。また、当組合は今回の調査不足により誤った事実認定をしたことを厳粛に受け止め、信頼回復に向け、今一度猛省するとともに、このような不祥事件が発生することのないよう、コンプライアンス重視の企業風土の醸成および健全な業務運営に、全役職員一同取り組んでまいります。

【本件に関するお問い合わせ】

福島県商工信用組合 総務部

電話番号 024-991-1824

受付時間 午前9時から午後5時まで（但し、土・日・祝日は除く）

以上